

< 給食開始届記入例 >

給食開始(再開)届

令和 年 月 日

県央保健所長 様

設置者 住所 〒 - × ×  
市 × × -  
氏名 社会福祉法人 会  
理事長 長崎 一郎  
〔 法人にあっては、給食施設の設置者の名称  
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

下記のとおり、給食を開始(再開)しますので、健康増進法第20条第1項の規定より届出します。

記

- 1 給食施設の名称 社会福祉法人 会 保育所
- 2 給食施設の所在地 〒 - × ×  
市 × × -
- 3 給食施設の種類 学校・病院・介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設・児童福祉施設  
・社会福祉施設・事業所・寄宿舎・矯正施設・自衛隊・一般給食センター・その他
- 4 給食開始(再開)日 令和 年 月 日

5 1日又は各食ごとの給食対象数

対象	定員	朝	昼	夕	その他	計
入所者・患者等						
配食						
デイ・サービス						
職員食						
その他						
計						

6 管理栄養士および栄養士の員数

	員数
管理栄養士	人
栄養士	人

受付年月日

保健所に提出する日付を記入してください。

設置者

設置者の住所、氏名、電話番号を記入します。法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地、代表者氏名を記入してください。

例：市立保育園の場合「 市 市長 」、事業所の場合「 株式会社 代表取締役社長 」、民間の医療機関の場合「 医療法人 理事長 」等

1 給食施設の名称

略さずに正式名称で記入してください。

2 給食施設の所在地

給食を調理する施設の所在地を記入してください。  
施設の種類の、次のページをご参照ください。

3 給食施設の種類の

該当する項目に、 をつけてください。

4 給食開始日

給食の開始日または開始予定日を記入してください。

5 1日又は各食ごとの給食対象数

定員が決まっている施設は定員数をお書きください。定員数が明確でない場合は予定食数をお書きください。職員食は、実施数をお書きください。なお、おやつは食数に数えません。

食事区分の「その他」は、事業所等で、夕食とは別に夜間の食事を提供している場合等を示します。

6 管理栄養士、栄養士の員数

資格の職名で採用されている人数を記載します。よって、管理栄養士の資格を持っていても調理員として採用されている場合は該当しません。

< 給食施設の種類 >

施設種別	対象施設
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校及び第 134 条に規定する各種学校。</li> <li>・学校給食法第 6 条に規定する学校給食共同調理場</li> <li>・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園のうち、当該施設が幼稚園である場合</li> </ul> 例) 公立学校、私立学校、公立幼稚園、私立幼稚園、各種学校、幼稚園型認定こども園、学校給食共同調理場等
病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院</li> </ul>
介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設</li> </ul>
介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第 8 条第 29 項に規定する介護医療院</li> </ul>
老人福祉施設	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短記入諸施設、老人介護支援センター、老人福祉センター、経費老人ホーム、養護老人ホーム等
児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第 7 条に規定する施設</li> <li>・社会福祉法第 2 条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの</li> <li>・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合を除く）</li> </ul> 例) 認可保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園等
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法第 38 条に規定する施設</li> <li>・身体障害者福祉法第 5 条第 1 項に規定する施設</li> <li>・売春防止法第 36 条に規定する施設</li> <li>・社会福祉法第 2 条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの（児童福祉に関するものを除く）</li> </ul> 例) 救護施設、障害者支援施設、婦人保護施設等
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法別表 1 に規定する事業所又は事務所</li> </ul> 例) 事業所（社員食堂等）
寄宿舍	学生または労働者の寄宿施設
矯正施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 3 条に規定する刑事施設</li> <li>・少年院法第 3 条、4 条に規定する少年院</li> <li>・少年鑑別所法第 3 条に規定する少年鑑別所</li> </ul> 例) 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所
自衛隊	自衛隊
一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む）に対して継続的に食事を供給している施設
その他	上記に含まれない施設。診療所、認可外保育所、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等